

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）の一部を改正する法律案の概要

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）については、平成30年度末でその期限が切れるが、第三滑走路の増設など成田空港の更なる機能強化を踏まえ、引き続き空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、法律の有効期限を10年間延長するとともに、新たに成田用水施設の改築を補助率かさ上げの対象事業に追加する（予算関連・日切れ）。

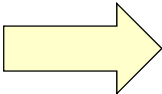
成田財特法の概要

○ 成田国際空港の周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、関係地方公共団体の財政負担を軽減するよう、国の財政上の特別措置（国の負担割合の特例等）を講じるもの。

・ 制 定 昭和45年3月（以後、7回延長）

・ 現行法 平成26年3月施行 → 有効期限：平成31年3月末

<補助率かさ上げの例>

	（通 常）		（かさ上げ後）
県道・市道	5/10		2/3
町村道	5/10		8/10
水資源開発施設	2/3		75/100

延長等の理由

○ 新たな公共施設等の整備の必要性

訪日外国人旅行者数を2030年までに6,000万人とする政府目標を実現するため実施される第三滑走路の増設などの成田空港の更なる機能強化の影響を緩和するためには、成田用水施設の改築、道路の改築などの新たな公共施設等の整備が必要（新規事業として成田用水施設の改築、市町道等の整備の追加要望あり）。

○ 法期限内に完了することが困難な事業（県道、市町道）があること

施行期日

○ 公布の日（平成31年3月31日まで。ただし、対象事業の改正規定は、同年4月1日）